

業務規程の一部変更について

業務規程の一部について、添付のとおり、変更する。  
変更の概要は下記のとおり。

記

1. 地内系統の運用容量の拡大に関する規定の変更

【該当条文：第113条、第117条（変更）】

- ・地内系統における緊急的な運用容量拡大スキームの導入に伴う変更。
- ・2026年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

2. 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更

【該当条文：第32条の34（変更）】

- ・長期脱炭素電源オークションへのCCS付火力電源の対象追加に伴う変更。
- ・2026年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

3. その他規定の変更

【該当条文：第2条、第32条の43、第67条、第68条、第68条の2、  
第72条、第116条、第130条、第133条、第153条（変更）  
第32条の41の2、第71条の2（新設）】

- ・需給調整市場向けの連系線利用枠拡大の運用開始に伴う変更等。
- ・2026年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。ただし、第2条及び第130条の改正規定は、経済産業大臣の認可を受けた日又は本機関が運用容量を超える部分のマーヅンを管理するに当たって必要なシステムの運用を開始した日のいずれか遅い日から施行。

以上

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p data-bbox="1121 216 1457 296">平成27年4月1日施行 令和8年4月1日変更</p> <p data-bbox="587 632 982 730">業務規程</p> <p data-bbox="483 1304 1086 1360">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 216 2852 296">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="1982 632 2377 730">業務規程</p> <p data-bbox="1878 1304 2481 1360">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行  平成27年4月28日変更  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年4月1日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年2月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年7月5日変更  令和5年4月1日変更  令和5年4月3日変更  令和5年7月1日変更  令和5年12月27日変更  令和6年4月1日変更  令和6年4月10日変更  令和6年8月1日変更  令和7年4月1日変更  令和7年8月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行  平成27年4月28日変更  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年4月1日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年2月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年7月5日変更  令和5年4月1日変更  令和5年4月3日変更  令和5年7月1日変更  令和5年12月27日変更  令和6年4月1日変更  令和6年4月10日変更  令和6年8月1日変更  令和7年4月1日変更  令和7年8月1日変更  <u>令和8年4月1日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～十七 (略)</p> <p>十八 「<u>マージン</u>」とは、電力系統の異常時若しくは需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の一般送配電事業者たる会員の供給区域から連系線を介して電気を受給するため若しくは電力系統を安定に保つため、又は調整力の一般送配電事業者たる会員の供給区域外からの調達のために、<u>連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。</u></p> <p>十九 「<u>計画潮流</u>」とは、本機関が管理する容量登録（第43号に定める。）された潮流をいう。</p> <p>二十～四十五 (略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～十七 (略)</p> <p>十八 「<u>計画潮流</u>」とは、本機関が管理する容量登録（第43号に定める。）された潮流をいう。</p> <p>十九 「<u>マージン</u>」とは、電力系統の異常時若しくは需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の一般送配電事業者たる会員の供給区域から連系線を介して電気を受給するため若しくは電力系統を安定に保つために、<u>連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量、又は一般送配電事業者たる会員の供給区域外から調整力の調達のために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する（ただし、反対方向の計画潮流を考慮した場合には、運用容量を超えて本機関が管理することができる。）容量をいう。</u></p> <p>二十～四十五 (略)</p>
<p>(アセスメントの実施)</p> <p>第32条の34 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関が容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、<u>第5号から第8号までの規定は長期脱炭素電源オークションに限る。</u></p> <p>一～八 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(アセスメントの実施)</p> <p>第32条の34 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関が容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、<u>第5号から第9号までの規定は長期脱炭素電源オークションに限る。</u></p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 <u>火力電源のCCS（発電の用に供する燃料等の利用に伴って発生する二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する措置をいう。以下同じ。）による二酸化炭素の貯蔵率の確認 長期脱炭素電源オークションにおいて約定したCCS付の火力電源について、二酸化炭素の貯蔵率が容量確保契約に定められた一定の比率を下回っていないことの確認を行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>経済的ペナルティの支払いの催告等</u>)</p> <p>第32条の41の2 <u>本機関は、経済的ペナルティの請求を受けたペナルティ対象事業者が、当該請求の支払い期限までに経済的ペナルティを支払わない場合は、催告書により当該請求に係る金額を支払うべき旨を催告する。</u></p> <p>2 <u>前項の催告書により指定する支払い期限は、請求の支払い期限の日が属する月の翌月の末日とする。</u></p> <p>3 <u>本機関は、第1項の規定による催告を受けたペナルティ対象事業者が、前項に指定する支払い期限までに第1項に規定する請求に係る金額を支払わない場合は、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。</u></p>
<p>(<u>容量拠出金の支払いの催告</u>)</p> <p>第32条の43 本機関は、容量拠出金の請求を受けた会員が、当該請求の支払い期限までに容量拠出金を支払わない場合は、催告書により <u>新たに支払い期限を指定して当該請求に係る金額の支払いを催告する。</u></p> <p>2 前項の <u>新たな期限</u>は、同項に規定する請求の支払い期限の日が属する月の翌月の10日とする。</p> <p>3 本機関は、第1項の規定による催告を受けた会員が、<u>同項の新たな期限までに同項に規定する請求</u></p>	<p>(<u>容量拠出金の支払いの催告等</u>)</p> <p>第32条の43 本機関は、容量拠出金の請求を受けた会員が、当該請求の支払い期限までに容量拠出金を支払わない場合は、催告書により <u>当該請求に係る金額を支払うべき旨を催告する。</u></p> <p>2 前項の <u>催告書</u>により指定する支払い期限は、請求の支払い期限の日が属する月の翌月の10日とする。</p> <p>3 本機関は、第1項の規定による催告を受けた会員が、<u>前項に指定する支払い期限までに第1項に規</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>に係る金額を支払わない場合は、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。</p>	<p>定する請求に係る金額を支払わない場合は、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。</p>
<p>(システムアクセス業務の実施)  第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、次の各号に掲げる業務を行う。  一 (略)  二 <u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号。以下「再エネ海域利用法」という。)</u>第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定に関する国からの連系予約(送電系統へ発電設備等が連系等されたものとして取り扱うことをいう。第68条の2において同じ。)に関する要請の受付並びに接続検討に関する要請の受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務  2 (略)</p>	<p>(システムアクセス業務の実施)  第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、次の各号に掲げる業務を行う。  一 (略)  二 <u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律(平成30年法律第89号。以下「海洋再エネ整備法」という。)</u>第10条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定に関する国からの連系予約(送電系統へ発電設備等が連系等されたものとして取り扱うことをいう。第68条の2において同じ。)に関する要請の受付並びに接続検討に関する要請の受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務  2 (略)</p>
<p>(接続検討の申込み及び接続検討の要請の受付)  第68条 本機関は、特定系統連系希望者の接続検討の申込み及び<u>再エネ海域利用法第8条第1項</u>の規定による促進区域の指定に関する国からの接続検討の要請を受け付ける。  2・3 (略)</p>	<p>(接続検討の申込み及び接続検討の要請の受付)  第68条 本機関は、特定系統連系希望者の接続検討の申込み及び<u>海洋再エネ整備法第10条第1項</u>の規定による促進区域の指定に関する国からの接続検討の要請を受け付ける。  2・3 (略)</p>
<p>(連系予約に関する要請の受付)  第68条の2 本機関は、<u>再エネ海域利用法第8条第1項</u>の規定による促進区域の指定に関する国からの連系予約の要請を受け付ける。  2・3 (略)</p>	<p>(連系予約に関する要請の受付)  第68条の2 本機関は、<u>海洋再エネ整備法第10条第1項</u>の規定による促進区域の指定に関する国からの連系予約の要請を受け付ける。  2・3 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>接続検討の申込件数の上限</u>)  第71条の2 本機関は、<u>系統用蓄電池(蓄電設備のうち、送電系統に接続するものをいう。ただし、発電設備又は需要設備と併設する蓄電設備においては、設備容量等を踏まえて、一般送配電事業者等が認めるものに限る。)</u>に係る接続検討について、前条第1項の規定により通知した一般送配電事業者等から、同一の系統連系希望者の接続検討の申込みの件数が、当該一般送配電事業者等が申込みの上限としてあらかじめ公表する件数を超過している旨の通知を受けたときは、<u>前条第2項の規定にかかわらず、当該件数を超過した接続検討の申込みについて、当該申込書類の確認、接続検討の申込みの受付及び当該一般送配電事業者等に対する接続検討の実施の依頼を行わない。</u>  2 本機関は、前項の規定により、一般送配電事業者等から接続検討の申込みの件数が申込みの上限を超過する旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を当該系統連系希望者に通知する。</p>
<p>(接続検討の回答)  第72条 本機関は、<u>前条第3項又は第4項</u>の規定による検討結果の確認を完了したとき(同条第3項又は第4項の規定による検証を実施した場合にあっては当該検証を完了したとき)は、特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。  一～八 (略)  2 本機関は、前項の規定による回答を<u>前条第2項</u>の申込みの受付日から原則として3か月以内に行うものとする。  3 本機関は、<u>前条</u>の規定による接続検討の結果、特定系統連系希望者の系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセス(第75条に規定する電源接続案件一括検討プロセスをいう。以下この項において同じ。)の対象となる可能性がある場合には、第1項の回答及び説明に加え、電源接続案件一括検討</p>	<p>(接続検討の回答)  第72条 本機関は、<u>第71条第3項又は第4項</u>の規定による検討結果の確認を完了したとき(同条第3項又は第4項の規定による検証を実施した場合にあっては当該検証を完了したとき)は、特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。  一～八 (略)  2 本機関は、前項の規定による回答を<u>第71条第2項</u>の申込みの受付日から原則として3か月以内に行うものとする。  3 本機関は、<u>第71条</u>の規定による接続検討の結果、特定系統連系希望者の系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセス(第75条に規定する電源接続案件一括検討プロセスをいう。以下この項において同じ。)の対象となる可能性がある場合には、第1項の回答及び説明に加え、電源接続案件一括</p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセスの開始に至る手続を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。</p>	<p>検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセスの開始に至る手続を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。</p>
<p>(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第113条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う(以下この条及び第116条において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。)。ただし、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第113条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う(以下需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。)。ただし、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、本機関が第111条の規定による指示又は要請を行う場合において、一般送配電事業者たる会員への電気の供給に際し、連系線以外の流通設備の混雑の発生により、連系線の空容量を使用した電気の供給を全部又は一部制限する必要がある場合は、連系線(当該混雑の発生により空容量の使用に制限が生じている連系線を除く。)の<u>マージン又は運用容量拡大分を使用する電気の供給の指示又は要請を行うことができる。</u></p>	<p>(本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に必要な場合の連系線の使用)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、本機関が第111条の規定による指示又は要請を行う場合において、一般送配電事業者たる会員への電気の供給に際し、連系線以外の流通設備の混雑の発生により、連系線の空容量を使用した電気の供給を全部又は一部制限する必要がある場合は、連系線(当該混雑の発生により空容量の使用に制限が生じている連系線を除く。)の<u>マージン又は運用容量拡大分(供給信頼度低下を伴う運用容量の拡大分をいう。以下同じ。)</u>を使用する電気の供給の指示又は要請を行う。</p>
<p>第117条 <u>削除</u></p>	<p>(緊急時の地内基幹送電線の運用容量拡大分の使用)</p> <p>第117条 本機関は、<u>第152条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれによる需要抑制若しくは負荷遮断を回避できない又は回避できないおそれがあると認めるときは、需給ひっ迫一般送配電事業者が電気の供給を受ける際に使用を希望する連系線の使用を制限する地内基幹送電線を維持し運用する一般送配電事業者たる会員に対し、需給ひっ迫一般送配電事業者等の申入れにより、当該地内基幹送電線について、供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて使用した供給を行うことを、次の各号に掲げる手順により承認することができる。</u></p> <p>一 <u>本機関は、一般送配電事業者たる会員が自らの供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれに対応するために地内基幹送電線の運用容量拡大(運用容量に、運用容量拡大分を加えたものを緊急時運用容量とし、緊急時運用容量を一時的に運用容量に代えて用いることをいう。以下同じ。)</u>及び<u>当該運用容量拡大分を使用する電気の供給を受けることを申し入れる場合又は本機関が当該運用容量拡大を必要と認める場合には、一般送配電事業者たる会員から、当該供給区域の需給に関する計画並びに当該運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報の提出を受けるとともに、当該運用容量拡大の必要性について説明を受ける。</u></p> <p>二 <u>第152条第2項第2号、第3項及び第4項の規定は、この項の場合において準用する。この場合において、第152条中「マージン使用」とあるのは「運用容量拡大」に、「マージンを使用する」とあるのは「運用容量拡大分を使用する」に読み替えるものとする。</u></p> <p>三 <u>本機関は、この項の規定により運用容量拡大を承認した場合には、緊急時運用容量と想定される信頼度低下レベルなどを公表する。</u></p> <p>四 <u>本機関は、一般送配電事業者たる会員による地内基幹送電線の運用容量拡大分の使用後に、その使用の妥当性について事後検証を行う。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)				
	<p>2 本機関は、前項の承認後、需給ひっ迫一般送配電事業者が電気の供給を受ける際に、その申入れにより使用を希望する連系線の使用を制限する地内基幹送電線を維持し運用する一般送配電事業者たる会員に対し、当該地内基幹送電線について、運用容量拡大分を使用して電気の供給を行うことを指示することができる。</p>				
<p>(マージンの見直し) 第130条 (略) 2 前項第1号に掲げる場合において、見直し後の運用容量の値がマージンの値を下回るときは、<u>当該運用容量の値を見直し後のマージンの値とする。</u> 3・4 (略)</p>	<p>(マージンの見直し) 第130条 (略) 2 前項第1号に掲げる場合において、見直し後の運用容量の値がマージンの値を下回るときは、<u>マージンの値を見直し後の運用容量の値とする。ただし、反対方向の計画潮流を考慮したマージンの値については、運用容量の値を超えることができる。</u> 3・4 (略)</p>				
<p>(空容量の算出及び公表) 第133条 (略) 2 (略) 3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前各項の規定に準じて空容量を算出し、公表する。</p> <p style="text-align: center;">別表10-2 空容量の算出式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)</td> <td style="padding: 5px;">空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流</td> </tr> </table> <p>(※1)・(※2) (略) (※3) 第153条第1項の運用容量拡大分を使用した潮流及び同条第3項の運用容量を超過して使用した潮流は、算出式の計画潮流に含めない。また、算出式における運用容量の値には、運用容量拡大分は含めない。 (※4)～(※7) (略)</p>	空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流	<p>(空容量の算出及び公表) 第133条 (略) 2 (略) 3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前各項の規定に準じて空容量を算出し、公表する。</p> <p style="text-align: center;">別表10-2 空容量の算出式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)</td> <td style="padding: 5px;">空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流</td> </tr> </table> <p>(※1)・(※2) (略) (※3) 第153条第1項の運用容量拡大分を使用した潮流及び同条第2項の運用容量を超過して使用した潮流は、算出式の計画潮流に含めない。また、算出式における運用容量の値には、運用容量拡大分は含めない。 (※4)～(※7) (略)</p>	空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流
空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流				
空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流				
<p>(緊急時の連系線の使用) 第153条 本機関は、前条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれによる需要抑制若しくは負荷遮断を回避できない又は回避できないおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者たる会員に対し、供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを承認するとともに、これを容量登録する。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(緊急時の連系線の使用) 第153条 本機関は、前条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれによる需要抑制若しくは負荷遮断を回避できない又は回避できないおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者たる会員に対し、供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを、次の各号に掲げる手順により承認するとともに、これを容量登録することができる。</p> <p>一 本機関は、一般送配電事業者たる会員が自らの供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれに対応するために連系線の運用容量拡大(運用容量に、運用容量拡大分を加えたものを緊急時運用容量とし、緊急時運用容量を一時的に運用容量に代えて用いることをいう。以下同じ。)及び当該運用容量拡大分を使用する電気の供給を受けることを申し入れる場合又は本機関が当該運用容量拡大を必要と認める場合には、一般送配電事業者たる会員から、当該供給区域の需給に関する計画並びに当該運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報の提出を受けるとともに、当該運用容量拡大の必要性について説明を受ける。</p> <p>二 前条第2項第2号、第3項及び第4項の規定は、この項の場合において準用する。この場合にお</p>				

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、前項の供給を行うことを承認する。</u></p> <p><u>一 本機関は、一般送配電事業者たる会員が自らの供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれに対応するために運用容量拡大（運用容量に、供給信頼度低下を伴う同拡大分を加えたものを緊急時運用容量とし、それを一時的に運用容量に代えて用いることをいう。以下同じ。）を必要と認める場合又は本機関が運用容量拡大を求めた場合には、当該供給区域の一般送配電事業者たる会員から、当該供給区域の需給に関する計画並びに運用容量拡大の量、期間及び影響等の情報の提出を受けるとともに、運用容量拡大の必要性について説明を受ける。</u></p> <p><u>二 本機関は、前条第2項第2号、第3項及び第4項の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、前条中「マージン使用」とあるのは「運用容量拡大」に、「マージンを使用する」とあるのは「運用容量拡大分を使用する」に読み替えるものとする。</u></p> <p><u>三 本機関は、前項の規定により運用容量拡大を承認した場合には、拡大後の緊急時運用容量と想定される信頼度低下レベルなどを公表する。</u></p> <p><u>四 本機関は、運用容量拡大分の使用後に、その妥当性について事後検証を行う。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>	<p>いて、前条中「マージン使用」とあるのは「運用容量拡大」に、「マージンを使用する」とあるのは「運用容量拡大分を使用する」に読み替えるものとする。</p> <p><u>三 本機関は、この項の規定により運用容量拡大を承認した場合には、緊急時運用容量と想定される信頼度低下レベルなどを公表する。</u></p> <p><u>四 本機関は、一般送配電事業者たる会員による連系線の運用容量拡大分の使用後に、その使用の妥当性について事後検証を行う。</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>2 (略)</u></p>

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

第1条 本規程は、令和8年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条及び第130条の改正規定は、経済産業大臣の認可を受けた日又は本機関が運用容量を超える部分のマージンを管理するに当たって必要なシステムの運用を開始した日のいずれか遅い日から施行する。